

## 株式の分割に関する基準日設定公告

平成 23 年 11 月 15 日

株主各位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株式会社 三栄建築設計  
代表取締役社長 小池 信三

当社は、平成 23 年 11 月 8 日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 1 日付をもって当社株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 23 年 11 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 1 日（木曜日）付をもって、当社定款第 5 条を変更し、29,600,000 株増加して 59,200,000 株といたします。

以 上

---

### お知らせおよびご注意

- 平成 23 年 12 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出下さい。

特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社  
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)